

(新)	(旧)
砂防事業等の<u>完了後の</u>事後評価実施要領細目 第１ 目的 <u>本</u>細目は、「国土交通省所管公共事業の<u>完了後の</u>事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業<u>及び</u>急傾斜地崩壊対策事業（以下「砂防事業等」という。）の<u>完了後の</u>事後評価（以下「事後評価」という。）を実施するための運用を定め、もって適正に事後評価を実施し、<u>砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図</u>ることを目的とする。 第２ 事後評価の対象とする事業の範囲 <u>砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。</u> <u>(1)砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業</u> <u>(2)砂防管理</u> <u>(3)災害復旧に係る事業</u> 第３ 事後評価を実施する事業 １ <u>事業評価の単位の取り方</u> <u>砂防事業等における事後評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、原則として、以下の通りとする。ただし、一連地区の施設配置計画に基づく事業等は、必要に応じて適切に評価単位を設定するものとする。</u> <u>(1)砂防事業については、水系、<u>山系</u>や幹川等の単位</u> <u>(2)地すべり対策事業については、施工区域単位</u> <u>(3)急傾斜地崩壊対策事業については、<u>施工</u>区域単位</u> 第４ 事後評価の実施及び結果等の公表 １ <u>事後評価の実施手続</u> <u>(1)資料の提出先</u> <u>直轄事業については、審議結果、対応方針及びその決定理由等を本省水管理・国土保全局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に報告するものとし、補助事業については、事後評価に係る資料、対応方針等を当該事業を所管する地方支分部局等を経由して、河川計画課に報告するものとする。なお、対応方針等の報告等については、別紙⑤⑥により速やかに行うものとする。</u>	砂防事業等の事後評価実施要領細目 第１ 目的 <u>この</u>細目は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業、<u>急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業</u>（以下「砂防事業等」という。）の事後評価を実施するための運用を定め、もって適正に事後評価を実施<u>する</u>ことを目的とする。 第２ 事後評価の対象とする事業の範囲 <u>災害復旧に係る事業及び修繕</u>事業等を除く全ての<u>砂防事業等</u>を対象とする。 第３ 事後評価を実施する事業 １ <u>事業評価の単位の取り方</u> 原則として、以下の<u>とお</u>りとする。 <u>(1)砂防事業については、水系や幹川等の単位</u> <u>ただし、当該評価単位が非常に大きくなり一括の評価が困難である場合は、一定の効果を発揮する施設単位など、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。</u> <u>(2)地すべり対策事業については、<u>地すべり防止区域単位</u>（ただし、直轄地すべり対策事業については、<u>直轄</u>施行区域単位）</u> <u>(3)急傾斜地崩壊対策事業については、<u>急傾斜地崩壊危険</u>区域単位</u> <u>(4)雪崩対策事業については、<u>雪崩危険箇所単位</u></u> 第４ 事後評価の実施及び結果等の公表 １ <u>事後評価の実施手続</u>

(新)	(旧)
<u>(2)</u> 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し 事業評価監視委員会において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合、本省<u>水管理・国土保全</u>局は、事後評価実施主体から提出された報告を踏まえ、必要に応じて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。 <u>(3)</u> 改善措置の実施主体 砂防事業等における改善措置の実施主体については、原則として当該砂防設備等の管理者とする。 2. <u>事後評価結果、対応方針等の公表</u> <u>(1)</u> 公表は記者発表等により、本省<u>水管理・国土保全</u>局で実施するものとする。 <u>(2)</u> 公表時期については、<u>新規事業採択時及び再評価の結果の公表と合わせて実施する。</u> <u>(3)</u> 公表する内容は以下の通りとする。 ①事後評価手法とその考え方 ②事後評価結果、対応方針、対応方針の決定理由、改善措置の必要性、<u>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</u> 等 3. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討結果の公表 河川計画課は、第4 <u>の1 (2)</u>の規定に基づき、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討した結果、及び、その結果による反映状況について、公表するものとする。	<u>(1)</u> 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し 事業評価監視委員会において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合、<u>事後評価実施主体は、本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）にその内容を別紙④及び⑤の様式に従って提出するものとする。なお、事後評価の実施主体が地方公共団体の場合は、当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に提出するものとする。</u> 本省<u>河川</u>局は、事後評価実施主体から提出された報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。 <u>(2)</u> 改善措置の実施主体 砂防事業等における改善措置の実施主体については、原則として当該砂防設備等の管理者とする。 2. <u>対応方針等の公表</u> <u>(1)</u> 所管部局等への報告 <u>事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、根拠等とともに、河川計画課に提出するものとする。ただし、地方公共団体が評価を実施した場合には、当該事業を所管する地方支分部局等を経由して河川計画課に提出するものとする。</u> <u>(2)</u> 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討結果の公表 河川計画課は、第4 <u>1. (1)</u>の規定に基づき、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討した結果、及び、その結果による反映状況について、公表するものとする。
第5 事後評価の手法 1. <u>事後評価の視点</u> 砂防事業等については、実施要領<u>第5</u>の3に規定する各視点<u>ごと</u>に、以下の評価項目に基づいて事後評価を実施するものとする。 <u>(1)</u> 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化 ①事業着手時点の予定事業費、予定工期、費用便益比 ②完成時点の事業費、工期、費用便益比 <u>(2)</u> 事業の効果の発現状況 ①計画上想定される事業効果と完成後確認された事業効果 ②その他の事業の効果 <u>(3)</u> 事業実施による環境の変化 ①自然環境の変化（特に自然環境への配慮が必要な場合） ②環境保全対策等の効果の発現状況（実施した場合） <u>(4)</u> 社会経済情勢の変化 ①事業に関わる地域の土地利用、人工、資産等の変化 ②その他、事業採択時において重視された事項の変化 等	第5 事後評価の手法 砂防事業等については、実施要領<u>第5</u>の3に規定する各視点<u>毎</u>に、以下の評価項目に基づいて事後評価を実施するものとする。 <u>①</u> 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化 ・事業着手時点の予定事業費、予定工期、費用便益比 ・完成時点の事業費、工期、費用便益比 <u>②</u> 事業の効果の発現状況 ・計画上想定される事業効果と完成後確認された事業効果 ・その他の事業の効果 <u>③</u> 事業実施による環境の変化 ・自然環境の変化（特に自然環境への配慮が必要な場合） ・環境保全対策等の効果の発現状況（実施した場合） <u>④</u> 社会経済情勢の変化 ・事業に関わる地域の土地利用、人工、資産等の変化 ・その他、事業採択時において重視された事項の変化 等

【新旧対照表】砂防事業等の事後評価実施要領細目

(新)	(旧)
<u>(5)</u> 今後の事後評価の必要性 <u>①</u> 効果を確認できる事象の発生状況 <u>②</u> その他、改善措置の評価等再度の評価が必要とされた事項 <u>(6)</u> 改善措置の必要性 <u>①</u> 事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化により、改善措置が必要とされた事項 <u>(7)</u> 同種事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性 <u>①</u> 当該事業の評価の結果、今後の同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しが必要とされた事項 第 6 施行 <u>1</u> 本細目は、<u>令和 7 年 ● 月 ● 日</u>から施行する。 <u>2</u> 本細目の施行に伴い、平成 1 6 年 1 月 9 日に施行された「砂防事業等の事後評価実施要領細目（国河計第 1 0 4 号）」は廃止する。	<u>⑤</u> 今後の事後評価の必要性 <u>・</u> 効果を確認できる事象の発生状況 <u>・</u> その他、改善措置の評価等再度の評価が必要とされた事項 <u>⑥</u> 改善措置の必要性 <u>・</u> 事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化により、改善措置が必要とされた事項 <u>⑦</u> 同種事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性 <u>・</u> 当該事業の評価の結果、今後の同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しが必要とされた事項 第 6 施行 <u>この</u>細目は、<u>平成 1 6 年 1 月 9 日</u>から施行する。